

平成 30 年 4 月改定

ウィラ播磨デイサービス料金表

- 要介護度に応じて定められた支給限度額の範囲内で利用できます。
- 介護保険の適用を受けるサービス（自己負担額は原則として1割～3割です。）
- 介護保険の適用を受けないサービス及びその他の費用（全額自己負担）
- 介護保険の適用を受けない部分について変更する場合は、1か月以上前に文書にて連絡致します。
- 原則6時間以上～7時間未満のご利用の場合。

要支援

要支援1・事業対象者

通所型サービス費（通所型サービス1回数） （通所型サービス1）	（月4回までは378単位回） （月5回以上は1647単位月）
サービス提供体制強化加算(I)イ	72単位/月
運動器機能向上加算	225単位/月
事業所評価加算	120単位/月
栄養改善加算	150単位/月
口腔機能向上加算	150単位/月
選択的サービス複数実施加算(I)	480単位/月
選択的サービス複数実施加算(II)	700単位/月
処遇改善加算(I)	5.9%(総単位数に乗じる) /月

要支援2・事業対象者

通所型サービス費（通所型サービス2回数） （通所型サービス2）	（月8回までは389単位回） （月9回以上は3377単位月）
サービス提供体制強化加算(I)イ	144単位/月
運動器機能向上加算	225単位/月
事業所評価加算	120単位/月
栄養改善加算	150単位/月
口腔機能向上加算	150単位/月
選択的サービス複数実施加算(I)	480単位/月
選択的サービス複数実施加算(II)	700単位/月
処遇改善加算(I)	5.9%(総単位数に乗じる) /月

要介護

要介護1	572単位/日
要介護2	676単位/日
要介護3	780単位/日
要介護4	884単位/日
要介護5	988単位/日
サービス提供体制強化加算(I)イ	18単位/回
入浴介助加算	50単位/日
個別機能訓練加算(I)	46単位/日
生活機能向上連携加算	200単位/月
生活機能向上連携加算(個別機能訓練加算算定)	100単位/月
ADL維持等加算(I)	3単位/月
ADL維持等加算(II)	6単位/月
栄養改善加算	150単位/回(月に2回まで)
栄養スクリーニング加算	5単位/回(6月に1回を限度)
口腔機能向上加算	150単位/回(月に2回まで)
認知症加算	60単位/日
中重度者ケア体制加算	45単位/日
送迎未実施減算	△47単位/片道
処遇改善加算(I)	5.9%(総単位数に乗じる) /月

※ 地域区分・・・7級地《10.14》

○食費として、1食300円をいただきます。

○通常の事業実施地域外の交通費については、実施地域以外より1kmあたり 30円
(通常実施地域・・・加古川市、高砂市)

○レクリエーション費用については、参加される方に実費負担をいただきます。

平成 30 年 4 月改定

<訪問介護利用料表>

要介護・要支援度に応じて定められた支給限度基準額の範囲内で利用できます。
自己負担金は 1 割～3 割です。

《要介護》

訪問介護（1 回あたり）	単位数（基本）	単位数（Ⅱ）	利用条件
・ 身体介護が中心の場合			身体介護は、体に 直接触れる介護 のほか、必要な準 備や後始末など を含む。
身体 1（20 分以上～30 分未満）	2 4 8	2 7 3	
身体 2（30 分以上～1 時間未満）	3 9 4	4 3 3	
1 時間以上に	5 7 5	6 3 3	
・（30 分ごとの追加分）	プラス 8 3	プラス 9 1	
・ 生活援助が中心の場合			生活援助は、掃除 や洗濯、家事や買 い物、炊事など
生活援助 2（～45 分未満）	1 8 1	1 9 9	
生活援助 3（45 分以上～）	2 2 3	2 4 5	

・ 早朝、夜間、深夜等の場合は基本単位に加算があります

別途加算

- ・ 初回加算…………… 2 0 0 単位
- ・ 処遇改善加算…………… 1 3 . 7 %
- ・ 地域区分…………… 1 0 . 2 1